

農薬別の水質調査結果（愛知県実施分）

(単位：mg/L)

区分	農薬名	測定結果 (最大値)	指針値	
			水濁指針値 ※注1	水産指針値 ※注2
殺虫剤	エトフェンプロックス	<0.001	0.82	0.0067
	クロラントラニリプロール	<0.001	6.9	0.029
	ペルメトリン	<0.001	1	0.0017
殺菌剤	アズキシストロビン	0.003	4.7	0.28
	イプロジオン	<0.001	3	1.8
	イミノクタジン酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩	<0.001	0.06	0.027
	シアゾファミド	<0.001	4.5	0.088
	チオファネートメチル	0.002	3	1
	チフルザミド	0.007	0.37	1.4
	テブコナゾール	<0.001	0.77	2.6
	ヘキサコナゾール	<0.001	0.12	2.9
	ペンシクロン	<0.001	1.4	1
	メトコナゾール	<0.001	0.5	2.1
除草剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	<0.001	10	90
	オキサジクロメホン	<0.001	0.24	8.3
	グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩	0.006	26.6	62
	クロリムロンエチル	<0.001	2	0.037
	フルポキサム	<0.001	2.1	2.3

注1:水濁指針値は、指導指針に別表として掲げる項目及び農薬取締法第3条第1項第7号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準(公共用水域の水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生じることを防止するための基準)の10倍値。

注2:水産指針値は、農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録保留基準(水産動植物に被害を生じることを防止するための基準)の10倍値。